

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別					
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困
厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業安定課	地域若者サポートステーション事業	<p>対象者15歳～49歳の若年無業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 別紙「令和5年度 若年者支援年間行動計画」【その他の事業】共通7のとおり 	●	●				
	その他の若年者支援に係る事業	<p>対象者若年者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 別紙「令和5年度 若年者支援年間行動計画」のとおり 		●				●
法務省 札幌矯正管区 少年鑑別所／ 法務少年支援センター（札幌・函館・釧路・旭川）	地域援助業務 (個別相談)	<p>対象者非行や問題行動等でお悩みの方々（成人・未成年問わず）、関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非行や問題行動、子育て、学校や職場での困りごとなどに悩んでいる家族、学校教諭、関係機関などから個別の対象者に係る相談を受け、対象者の能力・性格の調査、対応方法についての提案、継続的な心理相談や助言指導等を行っている。 ➢ 相談は無料。電話やメールで受付、電話や来談、訪問、オンラインで対応（メールでの受付は札幌のみ）。 			●			
	地域援助業務 (研修・講演)	<p>対象者関係機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教育、福祉、医療、更生保護等の関係機関、団体が主催する研修会や講演会などで、非行や思春期の子どもの行動理解、指導方法等について講演を行っている。 ➢ 相談は無料。電話やメールで受付、電話や来談、訪問、オンラインで対応（メールでの受付は札幌のみ）。 			●			

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
法務省札幌法務局人権擁護部	子どもの人権110番	<p>対象者 こども・こどもに関する悩みを持つ大人</p> <p>➢ こどもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話。電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員が受ける。相談は無料、秘密は厳守。</p>	●	●	●	●	●	●	●
	子どもの人権SOSミニレター	<p>対象者 小学生・中学生</p> <p>➢ 全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」(料金受取人払の便箋兼封筒)を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談することができない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たる。</p> <p>「子どもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れて、ポストに投函(切手は不要)すると、最寄りの法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返信する。</p>	●	●	●	●	●	●	●
	LINEじんけん相談	<p>対象者 憂みがある方全般</p> <p>➢ SNS(LINE)から、各法務局の人権相談を利用することができます。検索ID・二次元コード等から公式アカウント「SNS人権相談」を友だち追加の上、利用する。</p>	●	●	●	●	●	●	●
	子どもの人権SOS-eメール	<p>対象者 こども・こどもに関する悩みを持つ大人</p> <p>➢ インターネットで人権相談を受け付ける。相談フォームに必要事項を入力して送信すると、住所を管轄する法務局に相談情報が送信され、後日、メール、電話又は面談により回答する。</p>	●	●	●	●	●	●	●
	人権教室	<p>対象者 主に小学生・中学生・高校生</p> <p>➢ いじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした啓発活動であり、人権擁護委員が中心となって実施している。</p> <p>本活動は主に小学生・中学生・高校生を対象に実施しており、近年は企業研修等において大人を対象としても実施している。</p>							●

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 求職者支援課	求職者支援訓練	<p>対象者雇用保険を受給できない求職者等</p> <p>➤ 職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すことを目的として、民間教育訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施する制度。</p>		●					●
同北海道支部 ポリテクセンター北海道	離職者訓練 (施設内訓練)	<p>対象者求職者（若年者等）</p> <p>➤ ものづくり分野（機械系、電気・電子系、居住系）の離職者訓練（ハロートレーニング）を行っている。 標準コース 導入講習（1か月間）・企業実習付きコース（日本版デュアルシステム訓練）</p>		●					●

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別					
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困
北海道 ひきこもり 成年相談 センター	ひきこもり対策推進事業	<p>対象者原則 18 歳以上のひきこもり本人・家族等で札幌市以外に居住する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談支援・アウトリーチ <p>ひきこもり本人又は家族等（以下、「対象者」という。）からの電話、来所、メール又は必要に応じて訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関につなぐ。</p> <p>なお、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど対象者の支援の把握に努めるとともに、相談支援機関やピアサポーター等の地域サポーターに対する技術支援を行う。</p> ➤ 支援ネットワークの構築 <p>対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等機関からなる連絡協議会を設置し、連携会議や学習会等の情報交換を行い、各関係機関で恒常的な連携が確保できるよう努める。</p> ➤ 普及啓発 <p>セミナーの開催、リーフレットの作成配布、インターネット等による、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。道内各保健所経由で研修会及び相談会の開催希望を調査し、実施する。</p> ➤ ひきこもりサポーター養成研修事業 <p>ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援（ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に興味・関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点）を習得するための「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。</p> 	●	●				

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
さっぽろ若者サポートステーション(江別岩見沢若者サポートステーション)	地域若者サポートステーション事業	<p>対象者15歳～49歳の若年無業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職業的自立に向けた個別相談の実施。 ➢ 働くことに悩みを抱えている若者に対するキャリアカウンセリングの実施。 		●					
(公財)さっぽろ青少年女性活動協会 (※サポステ受託団体)	札幌市若者支援総合センターにおける自立支援事業	<p>対象者15～39歳の若年者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市の若者のワンストップ相談センターとして、個別相談やグループ活動プログラム、就労セミナーなどを実施。 ➢ さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の運営 	●	●	●	●			●
	さっぽろ学びなおしネットワークによる学習支援事業	<p>対象者中学校卒業後～20代前半までの若年者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高等学校中途退学者等に対し、高等学校卒業程度認定試験への合格や高等学校への再入学に向けた学習相談及び学習支援を行う。 							●
	子どものくらし支援コーディネート事業	<p>対象者経済的な問題や家庭環境等様々な困難により、成長や将来的な自立に向けて困難な影響が生じている状態にある子供や若者その家族</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子どもやその家族が抱える困難を早期に把握し、必要な支援につなげるために、「子どもコーディネーター」を配置。 		●	●	●	●		

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひとり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
あさひかわ 若者サポート ステーション ／サポステ・プ ラス	地域若者サポートステーシ ョン事業	<p>対象者 15～49歳の若年無業者等</p> <p>仕事についておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けたサポステの支援が継続されることや、公的職業訓練の受講に向けた取組への意欲が認められる者及びその家族。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ キャリア・コンサルタント等による個別相談支援 ➢ 職業的自立支援プログラムの実施 ➢ 応募書類の作成、面接対策、企業説明会 等 ○就労意欲や各種スキル向上を目指したセミナー ➢ メンタルヘルス、コミュニケーション、自己理解、ストレスの対処法 等 ○職場見学、職場体験等 ①相談申込み ②初回面談 ③個別面談 ④職業的自立支援プログラムの実施 ⑤定着・ステップアッププログラム <p>働く上での悩み・課題の解決。個別相談支援により定着支援を図る。</p>		●					
くしろ若者 サポート ステーション	地域若者サポートステーシ ョン事業	<p>対象者 15歳～49歳の若年無業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職業的自立を目的とした就労準備セミナーの提供・体験機会の提供 ➢ キャリアコンサルタント等による個別相談 		●					

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別					
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困
NPO 法人ワーカーズコープ （※サポステ受託団体）	生活困窮者自立相談・就労準備支援事業 (江別、胆振)	<p>対象者生活困窮者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活の不安がある方の相談、支援プランの作成及び支援 ➢ 離職により住居を失った、あるいは失う恐れのある場合の相談 ➢ セミナー、職業体験などを通して就労に向けた必要な支援の実施 						●
	子どもの学習支援事業 (胆振、日高、宗谷)	<p>対象者生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動が出来る居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。 						●
	子ども食堂 (恵庭、余市、旭川等)	<p>対象者主に生活困窮世帯及び保護世帯、ひとり親世帯の子どもだが制限は設けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子どもやその親、及び地域の人々に対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する。また地域コミュニティの推進を目指し、ひきこもりや若年無業者のボランティア体験等、社会的居場所の提供を行っている。 						●

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別					
			ひとり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困
はこだて若者サポートステーション／サポステ・プラス	函館市若年無業者職場体験事業	<p>対象者 15歳～49歳の若年無業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 若年無業者に対し、基礎的就職スキルを身につけさせるとともに、3～5日間の短期間で職場を実際に体験する機会を設け、仕事のやりがいや楽しさ、達成感等を実感することにより、就業意欲の向上及び早期就労を促進する。 		●				
	函館地域若者サポートステーション	<p>対象者 15～49歳の若年無業者等</p> <p>仕事についておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けたサポステの支援が継続されることや、公的職業訓練の受講に向けた取組への意欲が認められる者及びその家族。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ キャリア・コンサルタント等による個別相談支援 ➢ 職業的自立支援プログラムの実施 ○就労意欲や各種スキル向上を目指したセミナー ○職場見学、職場体験等 <ul style="list-style-type: none"> ①相談申込み ②初回面談 ③個別面談 ④職業的自立支援プログラムの実施 ○基盤的支援メニュー（個別面談・自己理解・職業理解・職業興味検査・生活習慣の改善計画／セミナー、イベント：メンタルヘルス、コミュニケーション、自己理解、職業人講話、運動療法、合同企業説明会等） 		●				
	地域活性化雇用創造プロジェクト	<p>対象者 未就職者や他産業からの転職者を含めた若年求職者及び就職氷河期世代の不安定就労者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未就職者や他産業からの転職者を含めた求職者を研修生として座学・実習を通して農業・林業・卸売業・小売業、製造業、サービス業、運輸業・郵便業の関連産業に就職促進を図る。 ➢ 座学では社会人基礎力や各産業に関する基礎知識の習得を目指す。 ➢ 就業体験では当該企業にて技能、技術等の習得を行い、企業への就職を目指す。 		●				

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
とまこまい 若者サポート ステーション ／サポステ・プ ラ	とまこまい若者サポートス テーション	対象者 15歳～49歳の若年無業者等 ➢ 地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施する。		●					
オホーツク 若者サポート ステーション	地域若者サポートステーシ ョン事業	対象者 15歳～49歳の若年無業者等 ➢ 若者の職業的自立支援 ◆ 個別相談 ◆ コミュニケーションスキル向上、ビジネスマナーなどのプログラム ◆ 職場体験		●	●				
おびひろ地域 若者サポート ステーション/ サポステ・プ ラス	地域若者サポートステーシ ョン事業	対象者 15歳～49歳の若年無業者等 仕事についておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けたサポステの支援が継続されることや、公的職業訓練の受講に向けた取組への意欲が認められる者及びその家族。 職業的自立支援プログラムの実施 ①相談申込み ②初回面談 ③個別面談 ④職業的自立支援プログラムの実施 ⑤定着・ステップアップ プログラム ○働くまでの不安や悩みの課題解決から個別相談支援による定着支援を図り長期的な就労を目指す。 ○就労意欲や各種スキル向上を目指したセミナー ・職業理解と適性検査、メンタルヘルス、自己理解・分析、ビジネスマナー、コミュニケーション ○職場見学、職業人講話、企業説明会、職場体験等		●					
	帯広市子ども・若者支援地域 協議会	対象者 15～39歳のニート、ひきこもり、不登校、非行などの社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子 ども・若者 ➢ 地域の関係機関が連携して支援するためのネットワークを形成し、学齢期から就労期までの一貫した支 援体制を構築することを目的とする。 ➢ 若者の電話相談窓口。	●	●	●	●			

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
北海道 保健福祉部 障がい者保健 福祉課	ひきこもり対策推進事業	<p>対象者原則 18 歳以上のひきこもり本人又は家族等で札幌市以外に居住する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ひきこもり成年相談センター設置運営事業 平成 21 年度から当センターを設置し、第一相談窓口としての機能を果たし、当事者や家族への相談対応のほか、関係機関とのネットワーク構築、一般市民等に対する普及啓発を行っている。 ➢ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援従事者養成研修 ひきこもり支援を担当する市町村職員やひきこもり支援関係機関の従事者を対象に、支援に必要な知識及び技術等を習得させる研修会を実施。 ・ひきこもりサポーター養成研修 ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援に興味のあるものに対しての研修会を実施。 	●						
北海道立 精神保健福祉 センター	青年期親の会	<p>対象者社会的ひきこもり当事者の親（ほか家族も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 青年期*における対人不安、抑うつ、社会的ひきこもり等の家族を持ち悩んでいる親（ほか家族も含む） 同士が話し合い、孤立感を和らげ、状況を理解し考えることを目的として会を運営している。 ※青年期：年齢について範囲の指定なし。 	●						
北海道中央 児童相談所	児童相談所の基本機能	<p>対象者18 歳未満の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不登校、非行・犯罪、障がい等、広く子どもの福祉に関する各般の相談を受け付ける。 	●	●	●	●	●	●	●

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
北海道経済部 労働政策局 雇用労政課	多様な人材の安定就業促進事業	<p>対象者概ね44歳以下の若年者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人手不足産業等への就職促進のため、専門カウンセリング、合同企業説明会及び座学・就業体験の一体的実施等を行う。 		●					
	北海道就業支援センター事業（通称：ジョブカフェ北海道）	<p>対象者44歳以下の正規雇用を希望するフリーター、若年無業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 正規雇用を希望する若年者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナーなど、民間ノウハウを活用した総合的な就職支援サービスを提供し、若年者の就職促進を図る。 		●					
	地域若者サポートステーション事業	<p>対象者地域若者サポートステーション等団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 15歳～49歳までの若年無業者等の就労に向けた支援を行う。 ①北海道地域若者サポートステーション連絡会議※の開催 ※サポステ、サポステ設置市、関係機関で構成 	●	●					

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひとり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
道教育厅 学校教育局 高校教育課	高等学校進路指導対策会議	<p>対象者道内高等学校進路指導担当教諭等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高等学校並びに特別支援学校高等部における進路指導上の諸課題について研究協議を行い、地域、学校の実態に応じた進路指導の充実及び雇用対策の円滑な推進を図っている。 							●
	ウェブページの作成	<p>対象者高校中退者・既卒者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高校中退者を対象としたウェブページにより、進学・就職のための情報提供を行う。 https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/126921.html(サポートステーションについて掲載) 		●					●
	新規学卒者就職対策推進事業 (CPSV)	<p>対象者高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ キャリアプランニングスーパーバイザー（進路相談員）を14教育局全てに配置し、学校を訪問して行う進路相談や面接指導のほか、求人やインターンシップ受入企業の開拓などを行っている。 							●
	就職指導の改善に関する研究	<p>対象者高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 就職支援教員を道立高校6校に配置し、就業後3年以内に離職する早期離職の改善に向けた企業等との連携の方策や、関係機関と連携した就職に関わる効果的な支援の方策について実践研究を行い、好事例をまとめた報告書を全道の公立高校に配付するなど、成果の普及・啓発に努めている。 							●
	高校生就業体験活動推進事業	<p>対象者高校生</p> <p>生徒に望ましい勤労観・職業観を育成するため、企業等での体験的な学習活動を行うこととしており、進学希望者が多い普通科等においては、大学等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップを実施するなど、各学校の実態を踏まえた体験活動を推進している。</p>							●
	新規高卒未就職者に係る状況把握	<p>対象者卒業時に就職未決定者がいた高校</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 就職未決定のまま卒業した生徒に対する就職支援の充実を図るための状況調査を行い、各学校における継続した就職相談の指導の充実に役立てている。 		●					

資料2-1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
北海道教育庁 学校教育局 生徒指導・学校安全課	不登校児童生徒支援連絡協議会	<p>対象者教育支援センター指導員、民間施設の指導員、小・中学校、高等学校等の教職員他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教育支援センターや民間の施設の指導員、学校関係者等が、実践発表や協議を通して、不登校児童生徒に対する効果的な支援の在り方や各機関との連携策について理解を深め、不登校児童生徒への支援の充実を図る。 			●				
北海道立教育研究所	「心の危機に気付く力」と「相談する力」の育成	<p>対象者小・中・高等学校・特別支援学校管理職、教諭、養護教諭</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 講義及び受講者同士の協議を通して、自殺予防教育の中核をなす早期の問題認識と援助希求的態度の促進について理解を深めるとともに、自校の自殺予防教育の現状を振り返り、発達支持的生徒指導の視点から組織的・計画的に取組を進めることを目的とした研修講座（1日日程）を行っている。 							●
	不登校児童生徒への支援の在り方	<p>対象者小・中・高等学校・特別支援学校管理職、教諭、養護教諭</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自校の不登校児童生徒への対応について課題を整理するとともに、学習支援を含めた具体的な対応策や未然防止策など、組織的な支援方策について実践的理解を深めることを目的とした研修講座（2日日程）を行っている。 			●				●
	いじめ問題への組織的な対応	<p>対象者小・中・高等学校・特別支援学校管理職、教諭、養護教諭</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめの初期対応や重大事態への対応等において、いじめ防止等対策組織を機能させるために、教職員全体での共通認識や外部機関との連携をどのように深めていくか、具体的取組についての方策を得ることを目的とした研修講座（2日日程）を行っている。 				●			●
北海道警察本部 少年課	少年の立ち直り支援活動	<p>対象者非行少年として過去に取扱のあった少年（20歳未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 周囲の環境や自身に問題を抱え、再非行に走りかねない状態と認められる少年を対象に <ul style="list-style-type: none"> ○各種体験活動への参加 ○修学・就労支援 ○学習支援 ➢ 等を通じ、立ち直りを支援するもの。 					●		

資料2－1

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

構成機関名	事業名称	事業概要	種別						
			ひきこもり	若年無業者	不登校	非行・犯罪	障がい	疾病・貧困	その他
北海道 保健福祉部 子ども家庭 支援課	ふれあい心の友訪問等援助事業	<p>対象者ひきこもり、不登校児童（18歳まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ひきこもり・不登校児童に対して、児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を児童福祉司等の助言・指導のもとにその家庭に派遣し、当該児童との心のふれあいなどにより、児童の福祉の向上を図る。（道内8児童相談所で実施。） 	●		●				
	社会的養護自立支援事業	<p>対象者児童養護施設等を退所した者、里親等の委託を解除された者等（満22歳まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童養護施設等、里親等の措置・委託解除された者のうち、引き続き支援を必要とする満22歳までの者に対して、居住費、生活費の支給及び生活相談や就労相談等を実施。 	●	●	●	●	●	●	●
	北海道子ども・若者支援地域協議会	<p>対象者子ども・若者支援地域協議会 関係機関及び道内各市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子ども・若者育成支援推進法第19条に基づき設置する協議会における関係機関間の情報交換 ➢ 研修会の実施による道内各市町村への地域協議会設置の働きかけ 	●	●	●	●			
	第2次北海道青少年健全育成基本計画	<p>対象者道民、関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく発達段階に応じた取組の推進 	●	●	●	●	●	●	●
	ヤングケアラー支援体制強化事業	<p>対象者ヤングケアラーとその家族等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 北海道ヤングケアラー相談サポートセンターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ○電話、メール、SNS等による相談の受付 ○アウトリーチ（出張相談対応） ○オンラインサロンの開催 ➢ ヤングケアラーを適切な支援に繋げるためのコーディネーターを道内8カ所に配置 ➢ ヤングケアラーの早期発見のための研修を実施（8回） 					●	●	●